

逗子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案） 制定の概要

◆制定の背景と目的

2009年、消費者庁創設に伴い、消費者安全法が制定されました。

この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めています。また、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置など、地方消費者行政に関する重要な事項を定めています。

2014年6月、地方消費者行政に係る重要な事項について、消費者安全法の大幅な改正がありました。この中で、自治体が消費生活センターを設置する場合には、その組織・運営については条例で定めなくてはならないとされています。

消費生活センター設置の要件を満たすためには、週4日以上開設、P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）配備、消費生活相談員の配置が必要となります。

これまで本市では、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口を設け、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じたり、苦情の処理のためのあっせんを行ったりと、消費者の安全の確保に努めてまいりましたが、開設日が週3日であったため、消費生活センターの設置要件を満たしておりませんでした。

しかしながら、消費者被害を受けた場合には、迅速かつ適切な対応が必要とされることから、逗子市の消費生活相談窓口をより充実させるため、平成28年度より消費生活相談窓口の開設日を週4日とし、消費生活センターを開設いたします。

これに併せ、改正消費者安全法に基づき、「逗子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を制定することといたしました。

参考：消費者安全法（抜粋）

（消費生活センターの組織及び運営等）

第10条の2 都道府県及び前条第二項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七条第二項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
- 二 第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
- 三 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

◆逗子市消費生活センターの設置日

2016年度（平成28年度）内を予定しております。設置の際には、公示してお知らせいたします。

◆逗子市消費生活センターの開設日・時間等

開設日：毎週 月・水・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）

開設時間：9:30～12:00 13:00～16:00

を予定しております。

◆条例の施行日

施行期日は、改正消費者安全法の施行期日（平成28年4月1日を予定）と同日とします。